

代表 丸子 様

ノースタウンハウス管理組合理事 京谷 様（隣の～～レストラン）

お世話になっております。

昨日にお話し頂いた

7月31日 東京海上ミレア(株)から丸子様の北海道信用金庫口座へ保険金の振込着金  
295,900 円

上記振込済保険金 と インテリアハシモト 様発行の見積書との差額について、

差額 590,000 円強を分割での誓約書を交わす口頭でのお話、

先程、東京海上ミレア保険 事故受付 石橋様より

御確認頂き 7月31日に既に 290,000 円強の保険金が

丸子 様 北海道信用金庫口座へ着金となっている事実を確認いたしました。

なお、東京海上ミレア御担当者様からのアドバイスにより、

その差額分の支払いに応ずる責が無い事を確認し、

訴訟と相成った際には、

提訴に於ける訴状被告人に記される私をサポートして頂ける回答を頂きました。

御提訴をお待ち致しております。

宜しく御願い申し上げます。

また私も様々な案件を並行させて訴訟等を継続している旨、

ご連絡及びご訪問時に不在の場合にはご了承願います。

本日8月4日も朝から上記誓約書にその場で了承サインを強要ある口調で

おっしゃって来られた事、

そう毎日自宅の呼鈴を馴らして頂くと非常に迷惑です

一つだけ御忠告しておきます

保険料の市は払われていない無保険期間での保険事故の見積金額

から振込済保険金額を差し引いた額 590,000 円強 を分割支払での債権債務契約書の

ご提示を頂いても、到底了承出来ないものであり、

私の損害保険資格の種類をご存知ではないような

- ① 損害保険大学 専門課程修了
- ② 損害保険大学 コンサルティング課程修了
- ③ 損害保険 特級一般資格（当時は代理店手数料のレベルに影響する損保会社あり）

上記①②の資格により

「**損害保険トータルプランナー資格**」・・・**損害保険最高峰の資格**

**損害保険募集人の上位 0.7%** のみ所有している資格

札幌市内の保険募集人に於いても、人数です

\* 結論

- ①損害とは現状回復へ要する金銭的価値の金額

横浜総合鑑定 に於ける査定額（振込額）は現在の状態から通常正常な状態で回復させる  
金銭的金額の算定による査定額の決定結果である

- ②もし無保険期間にて別途実費で修理業者へ支払済の金銭が存在するのであれば、  
見積書だけではなく、正当な領収証（領収証は信頼ある調査機関に於いて精査可能な実物）

上記①及び②を満たして初めて、保険契約者へ差額相当分を請求することが可能となる

部屋の所有者（オーナー様）に迷惑を被っている旨を報告なさる、  
とおっしゃっておられたのと  
提訴はされるとのことでしたが、どのようなルートでの訴えなのかは  
現在のところ知る由もありませんが、  
下記の2パターンのみとなります

\* 丸子様を原告とする民事損害賠償請求・・・管轄は札幌簡易裁判所

\* 部屋のオーナー様又は管理会社様を原告とする請求・・・

建物明渡請求 管轄は札幌地方裁判所 民事部民事課

令和8年8月3日

札幌市北区北11条西3丁目2-23-222

高桑オフィス 代表

高桑 広仁